

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

危険箇所を見える化し注意喚起

カラーコーンで区域分け

大林組 大手町2-B新築工事事務所

特集Ⅱ

再発防止対策はこう立てる

町田安全衛生リサーチ 村木 宏吉

ニュース

職長が職場環境をチェック

建災防 メンタルヘルス対策で手引き

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2280

2017

4 / 15

■ 災害のあらまし ■

Aは、B法人で調理員として学校給食の調理業務に従事していた。Aの作業は、調理材料の運搬、大型の器材による調理、配缶、洗浄、食器の格納などであった。Aは、作業などに際して腰の痛みを自覚するようになった。やがて、調理作業中に腰に激痛を覚え、それ以上作業を続けることが困難となった。翌日、整形外科に受診したところ、腰痛症と診断され、2週間の自宅安静、湿布剤投与、腰痛体操の指示を受けた。医師の指示により2週間の自宅安静をとったところ、一応痛みも軽快したので、同医師の許可を受けたうえで再び出勤したが、調理作業に従事すると再び腰痛を来し、それ以上業務に就労することは困難となった。

■ 判断 ■

Aの従事した業務は、軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、腰部にとって極めて不自然、また非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務であるから、これにより生じたAの腰痛は、**業務上災害**に該当するとされ、療養補償給付が支給された。

■ 解説 ■

Aの腰痛が労働基準法施行規則に規定されている「腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛」に該当するか否かが問題となった。

Aの業務は、大別して調理材料の運搬作業、調理作業、配缶作業、洗浄作業、格納作業などであった。基本的に、当日の給食の材料の準備をし、用意された材料を使用して調理する。主に使用する調理用の機械・器具は、蒸気回転釜・自動揚機・自動焼機・ガス回転釜・蒸し機・ミキサー・スライサー

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ
社会保険労務士永井事務所

所長

永井 康幸

第241回

などであった。使用する調理器具・容器などの重量は、ステンレスしゃもじ約2kg、ひしゃく、食缶約2kg、玉ねぎのいっぱい入った深籠、大約40kg、小約25kg程度だった。配缶作業は、ひしゃくで上半身をひねった姿勢で一釜を短時間のうちに80回程度くみ尽くす作業であった。終了後は使用した釜を洗浄する。

業務上の腰痛の認定基準では、「災害性の原因によらない腰痛」について、「重量物を取り扱う業務等腰部に過度の負担のかかる業務に従事する労働者に腰痛が発症した場合で当該労働者の作業態様、従事期間および身体的条件からみて当該腰痛が業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものについては、業務上の疾病として取り扱う」としている。これは、腰痛が多くの場合、年齢的、日常的な素因やその他の多要因が複雑に絡み合って発症し、その発症経過も多様に存在するため、これに関する業務上外の認定が一般的に困難であることから、その認定をするに当たり、腰痛の一般的な認定基準を示したものである。そして、(1)腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3カ月から数年以内）従事する労働者に発症した腰痛と、(2)重量物を取り扱う業務または腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当長期間（おおむね10年以上）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛とに分けている。認定に当たっては、症状の内容および経過、負傷または作用した力の程度、作業状態、当該労働者の身体的条件、素因または基礎疾患、作業従事歴、従事期間など認定上の客観的な条件の把握に努める必要がある。

Aが、業務中に腰痛を感じるようになったのは、給食調理業務に従事してから約5



年後であり、重度の腰痛のため業務が困難になったのは約6年9カ月後であった。したがって、Aの腰痛は、腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する労働者に発症した腰痛に類別される。Aの従事した作業内容には各種の材料・器具の運搬作業など20kg程度以上の重量物を取り扱う作業および食缶・食器の洗浄作業等軽重不同のものを取り扱う作業がかなり含まれており、しかも、その作業を中腰姿勢で行うものも相当程度認められた。

作業全体として立位または軽度の前傾姿勢のまま長時間立ち続けて行うことから、腰の筋肉を疲労させる状況であったことがうかがえる。また、食器セット・食缶の1個当たりの重量は10kg程度だが、格納する個数がかかなり多かった。さらに、釜の攪拌、しゃくしなどによる作業、食缶・食器の洗浄作業などは、軽重不同のものを繰り返し中腰ないし前屈みの姿勢で取り扱う業務である。

結局、全体として評価すれば、Aの従事していた業務は腰部負荷を伴う業務であり、腰部に過度の負担のかかる業務であると判断され、業務起因性が認められた。

◇SRアップ21：www.srup21.or.jp